

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第140号

強引に買い取られる悪質な訪問買い取りにご注意！

「不用品を買い取ります」「いらない服や靴はないですか」などと電話で勧誘して消費者宅を訪問し、消費者が売りたい服や靴ではなく、宝石や貴金属など高価な物を強引に買い取っていくトラブルに注意しましょう。

【県内事例①】

知らない業者から「不要になった靴や洋服を買い取るので訪問したい」と電話があり、「洋服ならある」と伝えたところ、すぐにA業者が自宅に来た。古い洋服を安く買い取ってもらった後、Aから「貴金属類を見せてもらえないか」と言われたので金のネックレスを見せたところ、高値で買い取りたいと言われた。良い値段で買い取ってくれそうだったため契約し、現金を受け取ったが、後に金の価格が高騰していると聞き、クーリング・オフしてネックレスを取り戻したい。

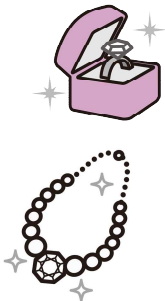
(80代 女性)

【県内事例②】

知らない業者から「不要なものを買取る」と電話があった。高齢の母が対応し「布団ならある」と話してしまい、来訪の約束を交わしたらしい。断りたいが、業者名や連絡先はわからない。どうしたらよいか。

(契約当事者：90代 女性)

アドバイス



©KANAGAWA2013

1. 連絡もなく、突然訪問してきた買い取り業者は家に入れないでください。突然の訪問で買い取りの勧誘をすることは禁止されています。
2. 電話で事前に買い取りを承諾した物品以外の物を売らないようにしましょう。
3. 事業者に紛失・売却されるリスクを避けるため、契約後8日間（クーリング・オフ期間中）は物品を手元に置いておきましょう。
4. 貴金属はむやみに見せない、触らせないようにしましょう。
5. 不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の窓口に相談してください。（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999